

**営業保証金供託済届出書**（直接供託する場合のみ）

- 宅建業法では、宅地建物の取引が公正に行われるよう多くの規制をしていますが、それでもトラブルが発生することがあります。これらの取引によって生じた債務について弁済を一定範囲で担保するための措置として、あらかじめ国の機関である最寄りの「供託所」に法定の「営業保証金」を供託することにより、取引した者は、取引により生じた損害に対する金銭の還付を受けることができます。
- 宅建業の営業を開始するために、新規免許を受けた（大阪府から免許通知のハガキが届いた）後、「営業保証金」を供託し、その供託物受け入れの記載のある供託書の写しを添付（供託書の原本）し、大阪府知事に届けなければなりません。
- この届出後でないと、営業を開始することができません。

- ◇ 免許通知ハガキが届きましたら、本店（主たる事務所）の所在地を管轄する供託所へ法定の営業保証金を供託し、①免許通知のハガキ、②供託書の原本と写し1通、③営業保証金供託済届出書（2通）に必要事項を記載（申請時に使用した印鑑を押印）のうえ、大阪府に届出をしてから、免許証を受領してください（免許通知ハガキにも手続き方法は記載されています。）
- ◇ なお、供託に際し供託所に持参するものは、法人の場合は資格証明書（3ヶ月以内のもの）などですが、供託書の書き方や供託物の納入方法も含めて詳しいことは、事前に供託所にお問合せください。
  - ※大阪法務局供託課（Tel：06-6942-9467）
- ◇ また、この手続きを免許日から3ヶ月以内に完了しなければなりません。期日を経過しますと、免許を取り消されることがあります。
  - ※供託にあたっては、9ページを参照してください。

- 国債の券面省略（いわゆる国債のペーパーレス化）に伴う振替国債について
  - 国債のペーパーレス化に伴い、振替国債で宅建業の営業保証金とすることが可能です。平成15年1月以降に発行された国債で供託されている場合は、当該国債の償還期の到来により、供託物が金銭に差し替わります（供託番号も変更されます）。
  - このような場合は、「営業保証金供託済届出書」の提出が必要となります。
  - なお、金銭に差し替わった際に、新たな供託書が発行されないため、供託番号が変更されたことが確認できる証明書（大阪法務局発行）の提出が必要となります。
- ※営業保証金は、宅建業者の皆様が自己責任で管理するものです。金銭に差し替わった際、法務局や大阪府から通知等は行っていないので、供託書の写しを大切に保管し、償還期を把握しておく必要があります。

## 営業保証金供託済届出書

平成23年6月10日

近畿地方整備局長  
大阪府知事 殿

届出者 商号又は名称 **株式会社 建築振興不動産**  
 郵便番号 **(559-8555)**  
 主たる事務所の所在地 **大阪市住之江区南港北1-14-16**

氏名 **建振 太郎** (法人にあつては、代表者の氏名)  
 電話番号 **(06) 6941-0351**  
 ファクシミリ番号 **(06) 6941-0351**

代表者の  
印鑑

下記のとおり、宅地建物取引業に係る営業保証金を供託しましたので、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して届け出ます。

受付番号 受付年月日 届出時の免許証番号  
 27 (1) 99999

※ 記載例 新規免許取得により現金で1,000万円を供託した場合の記載例

供託の原因	<input checked="" type="checkbox"/> ① 新規免許の取得（法第25条） <input type="checkbox"/> ② 事務所の新設（法第28条） <input type="checkbox"/> ③ 不足額の発生（法第28条） <input type="checkbox"/> ④ 保管替え等（法第29条） <input type="checkbox"/> ⑤ 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失（法第64条の15） <input type="checkbox"/> ⑥ 交換（差し替え）	
供託番号	供託年月日	供託所
H23年度 第1111号	平成23年6月1日	大阪 法務局 支局 出張所
金銭の場合の供託額（円）	1000000000	
有価証券の場合の供託額	額面	円
有価証券の場合の営業保証金に充当される額（円）		
振替口座の場合の供託額（円）		
変換の場合には、変換前の供託物に関する事項	供託番号	供託年月日
	年度 1金2証3回 第 号	年 月 日
	年度 1金2証3回 第 号	年 月 日
今回の供託に係る事務所に 関する事項	名称	所在地
	本店	大阪市住之江区南港北1-14-16

## 【参考】協会加入の場合

◇保証協会に加入された方は、上記の手続きは不要です（宅建業法第64条の4）。

◇入会后、分担金を納入すると、

- 公益社団法人全国宅地建物取引業協会に加入の場合は、「弁済業務保証金分担金納付書」
- 公益社団法人不動産保証協会に加入の場合は、「弁済業務保証金分担金納付証明書」が交付されますので、原本またはコピーを免許証の受領時に提出します（詳細な手続きは各協会へ）。

## 【宅地建物取引業保証協会】

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会大阪本部 大阪府中央区北久宝寺2-5-9 飛栄創建ビル内 TEL：(06) 6943-0704	公益社団法人不動産保証協会大阪府本部 大阪府中央区谷町1-3-26 全日大阪会館内 TEL：(06) 6947-0341
--	--